

實方正雄先生：至誠と苦節の10年

学長 伊藤 森右衛門

私が実方先生のお名前をはじめて耳にしたのは、昭和15年である。恩師糸魚川祐三郎先生（小樽高等商業学校教授）が、神戸商大に入学した私に、「大阪商科大学に実方先生がいる。本校で未だかつてない優秀な成績で卒業した俊才であり、新進気鋭の学者である。研究上のアドバイスを得たいなら訪ねるように」と述べ、「最近『金約款論』という大著を出された。」とつけ加えられた。

神戸商大在学中、先生をお訪ねする機会はなかったが、『金約款論』という書名は耳に残っていた。図書館で借り出して手にしたとき、部厚い書物の重量感と、毅然たる文章と構成からくる重圧感を感じ、学者としての先生に畏敬の念を深くしたことをいまでも覚えている。その後も神戸商大の法律関係の諸先生の口から屢々実方先生のお名前が引用されるたびに、小樽高商出身のわれわれは誇らしげに先輩であると吹聴したものである。

時移って昭和41年、3代目学長として赴任されてこられたが、既に先生は26年以降6回にわたって本学で集中講義にみえられている。そして私をはじめてお目にかかったのは、36年の集中講義の折であったように思う。物静かな口調ではあるが、折目のある厳しい論旨で、同僚の質問に答えられていた印象が強く残っていた。学問に対する厳しい姿勢と学者としての処世態度から、われわれは先生から数多くの教訓を頂いたのである。

学長ご在任中は、先生にご苦勞をおかけしたことも少なくない。とくに44年にはじまる学園紛争では、長時間学生と話合われたり、たびたび深夜に及ぶ会議を主宰されたり、時には高血圧のため入院を余儀なくされたことも何回かあった。先生はいつも“話し合い”によっての問題解決を願い、“話し合い”にはいつも自ら乗り出していかれた。当時私も学生部長を一年有余務

めて居り、先生から直接ご指示ご鞭撻を頂いたのである。先生のお人柄や抱かれていまする信念を私なりに理解したはずであったが、時にはご心労を増幅したこともあり、申訳なく思っている。

先生は10年在任されたわけであるが、母校でもある本学のために至誠一貫、その職を全うされたといえる。苦節というのは、「苦しみにまけない心」そして「かたい心」という意味であるが、そうであるからこそ10年を守り通せたのではないだろうか。私は、先生の至誠と苦節10年のリーダーシップに敬意と感謝申し上げねばならない。

私は法学について全くの門外漢であるが、先生の商法学に関するご業績にも若干触れておかなければならない。前述のように、先生の学位論文になった「金約款論」(昭和14年 有斐閣)をはじめ、著書5冊、共著を含めて16冊、そして論文は46にも及んでいる。手許の資料に収録されている分だけであって、これら以外種々と書かれたものがあるが、学問的な業績として自ら厳しい選択をされておられる。

先生の商法学は、「商法を科学的に把握しようとする学問」であり、「近代商法の機能的実体は、『企業法』である。」とされ、「歴史的な性格に即して観れば、正に『資本法』たるの点」にその特質を見出されるのである。したがって、「近代商法を、その生成発展の過程に即して観れば、営利資本の再生産運動が、企業という経済的構成体を媒介として実現されて行くようになったところに……近代市民社会の基礎法としての近代民法から、体系的に分在するに至った実践的意義を見出すことが出来る」とされるのである。(注、実方正雄稿「商法」 恒藤恭監修『法学研究入門』124頁)

このような立場から「会社法」の体系も、「資本の組成形態としての株式会社」「資本所有の機構としての株式会社」、そして「資本増殖運動の機構としての株式会社」としての3点から、「株式会社に於ける諸制度の相関及びその客観的機能」を考察するのである。「株式会社が、『資本信用を基礎とする資本の組成形態』であることは、必然的に『所有としての資本』と『機能としての資本』の分離を予定するものであり、これ等の事態を可能ならしめ

るものが、物的資本の証券への化体、と言う証券資本主義経済秩序」のなかでの解明なのである。(註、実方正雄稿「株式会社の法理」 田中耕太郎先生 還歴記念『商法の基本問題』所収、昭和27年、有斐閣)

先生の商法学は一貫して上述の「法理」に立脚されており、『商法学総論』(昭和25年、有斐閣)、『会社法学Ⅰ』(昭和24年、有斐閣)、『会社法学Ⅱ』(昭和26年、有斐閣)に展開されているのである。

先生の多年のご苦勞に対し謝意を表するとともに益々のご健勝とご健筆を願いながら攔筆する次第である。